

## 養育医療の給付に要する費用の徴収に関する取扱要領

### 第1．徴収月額の設定

母子保健法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、同法第21条の4の規定により本人又は扶養義務者から徴収する額は、原則として当該未熟児の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、浜松市母子保健法施行細則(昭和62年3月31日浜松市規則第29号。以下「施行細則」という。)第5条の別表の徴収基準額表に定めた徴収基準月額(以下「徴収基準月額」という。)により算定した額とする。

ただし、当該未熟児の給付に要した費用につき、市長の支弁額、又は費用総額から社会保険各法及び結核予防法負担額を差し引いた額を越えてはならない。

### 第2．徴収月額の決定の特例

#### 1．2人以上の未熟児が同時に適用を受ける場合

A及びB階層以外の各層に属する世帯から2人以上の未熟児が、同時に「徴収基準額表」の適用を受ける場合は、1人については徴収基準月額により、その他の未熟児については、同表に定める加算基準月額により、それぞれ算定するものとする。

#### 2．入院が1か月未満の場合

入院が1か月未満のものについては、徴収基準月額又は加算基準月額につき、さらに日割計算によって決定する。

$$\text{基準月額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

#### 3．診療予定期間と実際の診療日数が異なる場合

医療券記載の診療予定期間と実際の診療期間が異なる場合は、医療機関から、速やかに連絡をうけるよう医療機関に依頼し、必要な場合は徴収月額の更正決定を行うものとする。

#### 4．扶養義務者がいない場合

未熟児に民法第877条に規定する当該未熟児の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。

### 第3．世帯階層区分の認定

#### 1．認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該未熟児の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に未熟児を扶養しているもののうち、当該未熟児の扶養義務者のすべてについて、その所得税の課税の有無等により行うものとする。

#### 2．認定の基礎となる用語の定義

(1)「未熟児の属する世帯」とは、当該未熟児と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と未熟児が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、

父が農閑期等で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため、一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は未熟児と同一世帯に属しているものとする。

- (2) 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、義父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業のものは、原則として扶養義務者としての取扱はしないものとする。)並びにそれ以外の三親等内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情がありとして、とくに扶養の義務を負わせるものとする。

ただし、未熟児と世帯を一にしない扶養義務者については、現に未熟児に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いをなさないものとする。

- (3) 「所得税額等」とは、所得税法により賦課される所得税(額)、地方税法により賦課される市町村民税及び生活保護法による保護をいう。

生活保護法については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ)の有無をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取り扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によるものとする。

### 3 認定の基礎

- (1) 扶養義務者、未熟児の属する世帯の構成、世帯外扶養義務者については、申請者に添付される世帯調書(第3号様式、以下単に「世帯調書」という。)によって把握するものとする。なお、必要な場合は、住民基本台帳等により確認するものとする。
- (2) 所得税額等については、世帯調書の所得税額等の記載及びそれを証明する関係書類によって判定するものとする。

ただし、判定につき疑義がある場合はその他必要な場合の調査確認は、次により行うものとする。

イ 被保護者(世帯)の確認は、福祉事務所、又は民生委員に照会して行うものとする。

ロ 市町村民税を課税されている者又は非課税(免除を含む。以下同じ。)の者の確認は、その市町村又は市町村民税の特別徴収義務者に照会して行うものとする。

ハ 所得税を課税されていない者又は課税されている者及びその所得税額の確認は、その市町村、税務署又は所得税の源泉徴収義務者に照会して行うものとする。

### 4 認定方法

世帯階層の認定は、扶養義務者について判定された階層区分に基づき行うものとする。

る。

(1) 扶養義務者の階層区分の判定

扶養義務者(世帯外扶養義務者を含む。以下第3の4、5において同じ。)のすべてについて、次により階層区分の判定を行う。

イ 現在生活保護法による被保護者(生活扶助、医療扶助等の扶助を単給又は併給として受けている者をいう。)は、a階層(以下「a」という。)として判定する。

ロ aとして認定される場合を除いて、当該年度において市町村民税非課税の者は、b階層(以下「b」という。)として判定する。ただし、当該年度の市町村民税関係が判明していないため、前年度の市町村民税によるときは、前年度の市町村民税が非課税であっても、前年度分所得税が課税されている場合は、d階層(以下「d」という。)として判定する。

ハ aまたはbとして判定される場合を除いて、前年度分所得税が課税されていない者は、c階層(以下「c」という。)として判定する。

ニ a又はbとして判定される場合を除いて、前年度分所得税が課税されている者は、dとして判定する。

(2) 世帯の階層区分の認定

未熟児の扶養義務者の階層区分に応じて、未熟児の属する世帯の階層区分を認定する。扶養義務者の階層区分がaのとき、その世帯はA階層、以下同様にbのときB階層、cのときC階層、dのときD階層として認定する。

ただし、二以上の異なる階層の扶養義務者がいる場合は、次の例により世帯を認定する。

イ aとして認定された者が1人でもいる場合 A階層

ロ aのいない場合dとして認定された者が1人でもいる場合 D階層

ハ a、dがいない場合cとして認定された者が1人でもいる場合 C階層

ニ bとして認定された者のみがいる場合 B階層

5 世帯階層の細区分

世帯階層の細区分の定義については、施行細則第5条の別表「徴収基準額表」の「世帯階層(細)区分」の欄に定めるところであるが、C階層及びD階層については、次により世帯の細区分を行い、細区分された階層を未熟児の属する世帯の階層とする。

(1) C階層については、「世帯調書」に添付されているcとして判定された扶養義務者の市町村民税課税状況(均等割のみか、所得割も課せられているかの状況)を明らかにした市町村長の証明により、次のとおりC1階層又はC2階層に細区分を行う。

ただし、cとして判定された扶養義務者が2人以上いて、それぞれC1階層及びC2階層に細区分される場合、C2階層として認定する。

イ 市町村民税が、均等割のみ課税されている場合 C1階層

ロ 市町村民税が、均等割及び所得割を課税されている場合 C2階層

(2) D階層については、dとして判定された扶養義務者の所得税額によって、別表のとおりD1階層からD19階層までに細区分を行うものとするが、所得税を課せられている扶養義務者が、未熟児の属する世帯内に2人以上いるときは、それぞれの扶養義務者の所得税額を合算した額をもって、その世帯の所得税額とする。

#### 6 再認定

給付の継続中に、認定の基礎となる扶養義務者所得税額等に変動を生じた場合は、原則として、申請者の届出に基づき確認のうえ、変動の生じた日の属する翌月から適用して、再認定を行うものとする。

(1) 扶養義務者、未熟児の属する世帯構成等の変動の有無についての調査確認は、申請者の届出のないかぎり、各月行う必要はないものとする。

(2) 所得税額等の変動の有無についての調査確認は、A階層については、各月の初日に行う必要があるが、B・C・D階層については、次の場合を除いて、各月行う必要はないものとする。

未確定であった前年度分の所得税の課税関係又は当該年度の市町村民税の課税関係(免除を含む)が確定する時期には、申請者による届出がない場合でも、新しい所得税等の課税関係につき調査確認するものとする。

#### 第4 徴収

徴収は、原則として未熟児の属する世帯の扶養義務者に対して行い、その世帯に扶養義務者がいない場合のみ世帯外扶養義務者に対して行うものとする。

##### 1 徴収の方法

徴収月額は、浜松市において定められている財務に関する規則に従い、原則として診療日の属する月の末日ごとに納入告知書を発行し、これを徴収するものとする。

##### 2 納入期限

徴収金は、施行細則第6条の規定により市長の指定する期限までに納入しなければならないものとする。

##### 3 徴収金の減免

(1) 扶養義務者が、失業、疾病等により著しく所得が減少し、徴収金の納入が困難であると認めるとき、その他、市長が特別の理由があると認めるときは、施行細則第7条1項の規定により徴収金を減免するものとする。

(2) 前項の規定により徴収金の減免を受けようとするものは、施行細則第7条2項の規定により、母子保健法による徴収金減免申請書を市長に提出するものとする。

#### 附 則

1 この要領は平成元年4月1日から施行する。